

【静岡県 消防団応援条例】








消防団活動協力事業所等に係る 要件認定申請（事業税の控除）

申請の手引き



静岡県東部地域局
(令和8年4月一部改正)

目次

-  1. はじめに P 1
-  2. 申請の前に P 2
-  3. 申請の流れ P 4
-  4. 必要書類の準備 P 6
-  5. 書類の提出 P29
-  6. 認定通知書の送付 P30
-  7. お問い合わせ先 P31

1. はじめに



○この手引きは、以下に該当する方を対象にしています

- ☑消防団応援条例の概要を理解している
- ☑事業税の控除に必要な要件を全て満たしている
- ☑上記は満たしているが、申請の仕方が分からない

○この手引きは、申請の流れやポイントを解説するものです

申請事務の全てを網羅してはおりません。
詳細を知りたい方は、以下の条例・規則等で御確認ください。

⇒消防団応援条例の概要（パンフレット）

https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/273/jyoreiryohou.pdf

⇒静岡県消防保安課HP

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>


○この手続きは、毎年行う必要があります

一度認定された場合でも、翌年度も申請する必要があります。
申請漏れにならないよう、御注意ください。

2. 申請の前に

○申請を行うためには、事業税を申告する年度の**基準日まで**に、以下の3点を**全て満たしている**必要があります。

- ①県内に事業所等を有し、かつ**当該事業所等の全て**が県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている
- ②県内事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上（出資額の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上）いる
- ③消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備している（詳細は次ページ）




消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することにより、その地域に対する社会貢献及び社会的責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることも、事業所の協力を通じて、地域における防災体制が一層充実される制度です。

消防団協力事業所として認定されることで、事業所の信頼性向上・イメージアップとともに、地域防災力の一層の充実が図られます。

令和6年4月1日現在、約1,040事業所が県内市町の消防団協力事業所の認定を受けております。ぜひ、多くの事業所の皆様の参加をお待ちしています。



「消防団協力事業所表示制度」
表示マーク

協力事業所として認められる例

- ※市町によって、基準がそれぞれ異なります。詳しくは各市町消防団担当課へお問い合わせください。
- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の入団促進に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。

静岡県消防保安課「消防団応援条例」パンフレットより

基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）

個人⇒12月31日

2. 申請の前に

○就業規則の内容には、以下について盛り込まれている必要があります。

- ・ 消防団員である従業員に対し給与及び昇進にかかる不利益な取り扱いをしないこと。
- ・ 勤務時間中の消防団活動への従事に対しては、年次有給休暇取得の強制や給与の減額を行わないこと。

就業規則の制定にあたり、労働基準監督署への届け出の有無は問いません。
⇒詳細は、P26参照

Point

静岡県消防保安課HP内に就業規則の様式例が公表されています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>

上記ページ内の

「6 資料・申請書様式」



「事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失する事の無いよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されている事を証する書類（例）」（ワード）

3. 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです

基準日まで

- 事業税の控除の認定要件を満たしておく【P2～3】
 - ・県内全ての事業所等が消防団協力事業所の認定
 - ・使用人等に消防団員を確保
 - ・消防団活動に配慮した就業規則等の制定

基準日～事業税の控除の申請期限まで

- （個人のみ）確定申告
- 必要書類の準備【P6～P28】
- 書類を東部地域局に提出（持参/郵送可）【P29】

書類提出後

- 東部地域局から、事業者宛てに認定通知を郵送【P30】

認定後～事業税の申告期限まで（法人のみ）

- 所管の財務事務所に、軽減措置後の事業税を申告

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
個人⇒12月31日

💡軽減措置の申請期限

法人⇒事業税の申告期限の30日前まで
個人⇒事業税の申告期限（＝確定申告期限）

💡事業税の申告期限（法人のみ）

法人⇒基準日の2か月後

3. 申請の流れ

申請スケジュール例

★法人 (基準日 (決算日) が3/31の場合)

	3/31	5/1	5/14	5/31
事業年度	申請書類の作成・提出		認定 (2週間程度)	軽減後の金額で 事業税を申告
	基準日 (=決算日)	当局への 書類提出期限	認定通知書の 送付	法人税の 申告期限

💡Point

- ・申請書類の提出期限は、基準日 (=決算日) から約1か月間です。早めの書類作成をお願いします。
- ・一部の書類は、所管する市町に発行してもらう必要があります。発行には日数を要する場合があります。
- ・認定後、控除後の金額で法人事業税を申告してください。

★個人

	12/31	2/16	3/15	
事業年度	申請書類の作成		申請書類の提出	認定 (2週間程度)
	基準日 (=決算日)	確定申告 開始	確定申告	当局への 書類提出期限 (=確定申告期限)
				認定通知書 の送付

💡Point

- ・申請書類の提出期限は、確定申告期限と同日です。当局への書類提出前に、確定申告を完了させてください。
- ・一部の書類は、所管する市町に発行してもらう必要があります。発行には日数を要する場合があります。
- ・認定後、特段の手続きは不要です。

4. 必要書類の準備

○個人と法人、消防団員の役職（使用人・常勤役員）で提出書類が異なります。

法人

提出書類		具体的な書類	詳細
消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書		別記様式 (消防保安課HPに様式あり)	P9
資本金又は出資金の額を確認できる書類 ※申請者が出資金の額が1億円を超える特別法人であるときは、特別法人であることを証する書類		○以下からいずれか一点 ・法人の履歴事項全部証明書 ・定款の写し	P10
消防団協力事業所表示制度に関する書類	基準日時点で県内全ての事業所等で協力事業所の認定を受けていることを証する書類	様式例 1 (消防保安課HPに様式あり)	P11,12
	県内全ての事業所等の名称等が確認できる書類	○以下からいずれか一点 ・事業概要書 ・法人パンフレット等	P13
消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類	共通	様式例 2（消防団員が事業主以外の場合） 様式例 3（消防団員が事業主の場合） (消防保安課HPに様式あり)	P14,15 P17,18
		様式例 2 別紙、例 3 別紙 (消防保安課HPに様式あり)	P16 P19

次のページにも法人の提出書類があります。

4. 必要書類の準備

○個人と法人、消防団員の役職（使用人・常勤役員）で提出書類が異なります。

法人

提出書類		具体的な書類	詳細
消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類	消防団員が 常勤役員	法人の履歴事項全部証明書	P20
		○以下からいずれか一点 ・資格確認書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・事業所別被保険者台帳決定通知書の写し ・常勤役員と確認できる法人取締役員会議事録の写し ・賃金台帳等役員報酬の支給状況が確認できる書類の写し (当該常勤役員のみ) ※消防団員が常勤役員であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）可	P21
	消防団員が 使用人	従業員名簿の写し又は使用人名簿の写し (消防団員のみ)	P22
		○以下からいずれか一点 ・雇用保険被保険者証の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書／照会票の写し ・資格確認書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・事業所別被保険者台帳決定通知書の写し (消防団員のみ)	P23
事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されていることを証する書類		労働協約、就業規則、労働契約その他使用人と使用者との間の労働条件等について定められた書面等の写し (消防保安課HPに参考様式あり)	P26
消防団員である常勤役員・使用人に係る添付書類提出に関する本人同意書		個人情報提出についての同意書 (消防保安課HPに参考様式あり)	P28

前のページにも法人の提出書類があります。

4. 必要書類の準備

○個人と法人、消防団員の役職（使用人・常勤役員）で提出書類が異なります。

個人

提出書類		具体的な書類	詳細	
消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書		別記様式 (消防保安課HPに様式あり)	P9	
基準日時点で県内全ての事業所等で協力事業所の認定を受けていることを証する書類		様式例 1 (消防保安課HPに様式あり)	P11,12	
消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類	消防団員が 事業主	様式例 3 (消防保安課HPに様式あり)	P17,18	
		様式例 3 別紙 (消防保安課HPに様式あり)	P19	
		○以下からいずれか一点 ・所得税の青色申告決算書(控)の写し ・所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し ※消防団員が事業主であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）可	P24	
	消防団員が 個人事業の 事業専従者	↑ い ず れ か 提 出 ↓	様式例 2 (消防保安課HPに様式あり)	P14,15
			様式例 2 別紙 (消防保安課HPに様式あり)	P16
			○以下からいずれか一点 ・所得税の青色申告決算書(控)の写し ・所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し ・資格確認書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・事業所別被保険者台帳決定通知書の写し（消防団員のみ） ※消防団員が専従従事者であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）可	P25
事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されていることを証する書類		労働協約、就業規則、労働契約その他使用人と使用者との間の労働条件等について定められた書面等の写し (消防保安課HPに参考様式あり)	P26	
消防団員である常勤役員・使用人に係る添付書類提出に関する本人同意書		個人情報提出についての同意書 (消防保安課HPに参考様式あり)	P28	

4. 必要書類の準備

○消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書

法人

個人

Point

- ・様式は消防保安課HP内で公開されています
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>
 ⇒ 「6.資料・申請書様式」 → 「認定要件等について（別記様式要件認定申請書）」

【記載例】（基準日が3/31、かつ事業所等が沼津市の法人の場合）

(※「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則」による様式)
 別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書			
			令和●年●月●日
静岡県知事 様			実際の提出日を記載
申請者	住所又は所在地	沼津市高島本町1-3	
	氏名又は名称	株式会社▲▲▲▲▲ 代表取締役 地域 太郎	番号 (055)920-●●●●
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第2条の規定により、消防団の活動に協力する事業所等の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、認定を受けた際には、財務事務所長へその旨を通知することに同意します。			
事務所又は事業所の状況	県内の全ての事務所又は事業所名	所在地	消防団員である使用人等の数
	本社	沼津市高島本町1-3	1人
	三島営業所	三島市●●町●●	0人
県内の事業所等を全て記載		全ての事業所等が「消防団協力事業所」の認定を受けている必要あり	
申請に係る事業年度又は年		法人	令和●年4月1日から令和▲年3月31日まで
		個人	年
(以下、法人のみ記載)			
法人事業税の申告期限		令和▲年5月31日(延長 月)	
事業年度終了の日における資本金の額又は出資金		通常は決算日の2か月後 (個人は記載不要) 3,000,000円	
(注) 「消防団協力事業所表示制度」の実施について(平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知)に基づき、市町の長又は市町の消防長が実施している消防団協力事業所表示制度をいう。			

4. 必要書類の準備

○資本金又は出資金の額を確認できる書類

法人

以下のうち、いずれかの書類を提出してください。

- ・ 法人の履歴事項全部証明書
- ・ 定款の写し（要代表者印）

Point

- ・ 履歴事項全部証明書は、その他の証明書類も1枚で兼ねることができます。
⇒消防団員が申請法人に所属している事を証明する書類【P20】
※消防団員が常勤役員の場合のみ提出
- ・ 履歴事項全部証明書は、基準日以降の日付で発行してください。
- ・ 履歴事項全部証明書は、原本（法務局が発行した書類そのもの）を提出してください。

基準日

- 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
- 個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○県内全ての事業所等で協力事業所の認定を受けていることを証する書類（様式例1）

法人

個人

💡Point

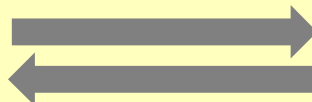
- ・ 様式例1は消防保安課HP内で公開されています。
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>
 ⇒ 「6.資料・申請書様式」 → 「認定要件等について（様式例1～4）」
- ・ 基準日以降、かつ当局に提出する前に、自治体で証明していただく必要があります。
- ・ 複数の事業所等が異なる市町で認定事業所の認定を受けている場合は、それぞれの市町に様式例1を提出し、証明していただく必要があります。

書類提出の流れ



申請者

①様式例1の上段を
記載・提出（基準日以降）



②様式例1の下段を
記載・返却



所管市町

③書類を
東部地域局に提出
（申請期限まで）



静岡県東部地域局

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
個人⇒12月31日

記載例は
次ページ

4. 必要書類の準備

○県内全ての事業所等で協力事業所の認定を受けていることを証する書類（様式例1）

法人

個人

【記載例】（基準日が3/31、かつ事業所等が沼津市の法人の場合）

(様式例1)

消防団協力事業所表示制度認定証明願

申請は基準日以降
令和●年4月●日

沼津市長 様

住(居)所 沼津市高島本町1-3
(所在地)

氏名 株式会社▲▲▲▲▲
(法人名又は屋号) 代表取締役 地域 太郎 代表
者印

(電話番号 055-920-●●●●●)

不明な場合は、自治体にお問い合わせください

沼津市(町)消防団協力事業所表示制度実施要綱第○条第○項の規定により下記の事業所が令和●年3月31日現在で協力事業所として認定されている事業所等であることを証明願います。

記

事業所名	所在地	初回表示年月日	主担当市町村	表示連名市町村
本社	沼津市高島本町1-3	令和3年●月●日	沼津市	
三島営業所	三島市●●町●●	令和4年●月●日	沼津市	

消防団協力事業所表示制度認定証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

沼津市長 ○○ ○○ 印

自治体が記載・押印
(ここに押印されているものを東部地域局に提出)

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日(決算日)

個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○県内全ての事業所等の名称等が確認できる書類

法人

以下のうち、いずれかの書類を提出してください。

- ・事業概要書
- ・法人パンフレット 等

Point

- ・県内全て事業所等とは、表示制度導入市町に所在する全ての事業所等とは範囲が異なり、法人等が有する県内の全ての事業所等をいい、消防団員である使用人が雇用されていない事業所等も含まれます。

基準日

- 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
- 個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例2）

法人

個人

消防団員が事業主以外

Point

- ・様式は消防保安課HP内で公開されています
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>
 ⇒「6.資料・申請書様式」→「認定要件等について（様式例1～4）」
- ・基準日以降、かつ当局に提出する前に、各自治体で証明していただく必要があります。

書類提出の流れ



申請者

①様式例2の上段を記載・提出（基準日以降）



②様式例2の下段を記載・返却
様式例2別紙を発行



所管市町

③書類を東部地域局に提出（申請期限まで）




静岡県東部地域局

Point

- 基準日
 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
 個人⇒12月31日

記載例
次ページ

4. 必要書類の準備 

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例2）

法人

個人

消防団員が事業主以外

【記載例】（基準日が3/31、かつ消防団員が沼津市所在の法人の場合）

（様式例2） 申請者（事業主）以外の使用人等が消防団員である場合

申請は基準日以降

~~沼津市(町)~~消防団員証明願い及び~~沼津市(町)~~消防団員としての活動内容についての照会

令和●年4月●日

沼津市長 様

住（居）所 **沼津市高島本町1-3**
（所在地）

氏 名 **株式会社▲▲▲▲**
（法人名又は屋号）**代表取締役 地域 太郎** 代表
者印
（電話番号 **055-920-●●●●**）

基準日を記載

下記のとおり証明の依頼 照会をいたします。

記

1 この者が**令和●年3月31日**現在で~~沼津市(町)~~の消防団員であることを証明願います。

氏 名	住 所	生年月日	直近の入団年月日
地域 花子	沼津市●●	昭和●年●月●日	平成●年●月●日

証明を受ける消防団員を全て記載

* 出資金の額が1億円を超える特別法人の場合は3人分、それ以外の法人又は個人の場合は1人分を記載する。

2 1の者が**令和●年3月31日**現在から過去1年間において、~~沼津市(町)~~の消防団員として活動した内容について照会

基準日を記載

~~沼津市(町)~~消防団員証明書及び消防団員の活動内容についての回答

上記1の依頼について相違ないことを証明します。
上記2の依頼について、別紙のとおり回答します。

自治体が記載・押印
（ここに押印されているものを
東部地域局に提出）

令和○年○月○日

沼津市長 ○○ ○○

印

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）

個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例2・別紙）

法人

個人

消防団員が事業主以外

Point

・様式例2を提出後、自治体が発行しますので、そのまま当局に提出してください。

【記載例】（基準日が3/31、かつ消防団員が沼津市所在の法人の場合）

(様式例2・別紙)

沼津市(町)消防団員の活動内容

自治体が発行します

1 対象消防団員

氏名	住所	生年月日	直近の入団年月日
地域 花子	沼津市〇〇	昭和〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日

2 活動内容

<活動期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日>

基準日から遡って1年間の実績であることを確認

年月日	活動内容	備考
〇月〇日	〇〇火災対応	
〇月〇日	〇〇訓練	
〇月〇日	〇〇台風出動	

※年月日ごとの活動内容が複数以上あり多数に及ぶ場合、代表的な活動内容の記載でも可。

※当様式(別紙)を使用せずに、活動記録等の写しでも可。

※次の活動記録集計表とすることも可。

区分	火災・風水害等の災害対応	演習・訓練	特別警戒	その他	計
出動件数(件)					

* 現況調査の下記の区分による。

- 災害対応・・・火災、風水害等の災害
- 演習・訓練・・・演習・訓練
- 特別警戒・・・特別警戒
- その他・・・救急、救助活動、広報指導、警防調査、火災調査、捜索、予防査察、誤報等

基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）

個人⇒12月31日

る特別法人にあつては3人分を作成する。

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例3）

法人

個人

消防団員が事業主

Point

- ・様式は消防保安課HP内で公開されています
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>
 ⇒「6.資料・申請書様式」→「認定要件等について（様式例1～4）」
- ・基準日以降、かつ当局に提出する前に、各自治体で証明していただく必要があります。

書類提出の流れ



①様式例3の上段を
記載・提出（基準日以降）



②様式例3の下段を
記載・返却
様式例3別紙を発行



③書類を
東部地域局に提出
(申請期限まで)



静岡県東部地域局

Point

基準日
 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
 個人⇒12月31日

記載例
次ページ

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例3）

法人

個人

消防団員が事業主

【記載例】（基準日が3/31、かつ消防団員が沼津市所在の法人の場合）

(様式例3) 申請者（事業主）が消防団員である場合

申請は基準日以降

~~沼津市(町)~~消防団員証明願ひ及び~~沼津市(町)~~消防団員としての活動内容についての照会

令和●年4月●日

沼津市長 様

住（居）所 **沼津市高島本町1-3**
(所在地)

氏 名 **株式会社▲▲▲▲**
(法人名又は屋号) **代表取締役 地域 太郎** 代表
者印

(電話番号 **055-920-●●●●**)

基準日を記載

下記のとおり、依頼及び照会をいたします。

記

1 私が、**令和●年3月31日**現在で~~沼津市(町)~~の消防団員であることを証明願ひます。

住（居）所 **沼津市●●町●●**

生年月日 **昭和●年●月●日**

直近の入団年月日 **平成●年●月●日**

2 私が**令和●年3月31日**現在から過去1年間において、~~沼津市(町)~~の消防団員として活動した内容について照会します(本人の情報は「1」に同じ)。

基準日を記載

~~沼津市(町)~~消防団員証明書及び消防団員の活動内容

自治体が記載・押印
(ここが押印されているものを東部地域局に提出)

上記1の依頼について相違ないことを証明します。
上記2の依頼について、別紙のとおり回答します。

令和○年○月○日

沼津市長 ○○ ○○ 印

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）

個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（様式例3・別紙）

法人

個人

消防団員が事業主

Point

- ・様式例3を自治体に提出後、自治体が発行します。受領したものをそのまま当局に提出してください。

【記載例】（基準日が3/31、かつ消防団員が沼津市所在の法人の場合）

(様式例3・別紙)

沼津市~~(町)~~消防団員の活動内容

自治体が発行します

1 対象消防団員

氏名	住所	生年月日	直近の入団年月日
地域 太郎	沼津市〇〇	昭和〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日

2 活動内容

<活動期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日>

基準日から遡って1年間の実績であることを確認

年月日	活動内容	備考
〇月〇日	〇〇火災対応	
〇月〇日	〇〇訓練	
〇月〇日	〇〇台風出動	

※年月日ごとの活動内容が複数以上あり多数に及ぶ場合、代表的な活動内容の記載でも可。

※当様式(別紙)を使用せずに、活動記録等の写しでも可。

※次の活動記録集計表とすることも可。

区分	火災・風水害等の災害対応	演習・訓練	特別警戒	その他
出動件数(件)				

* 現況調査の下記の区分による。

- 災害対応・・・火災、風水害等の災害
- 演習・訓練・・・演習・訓練
- 特別警戒・・・特別警戒

基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）

個人⇒12月31日

広報指導、警防調査、火災調査、捜索、予防査察、誤報等

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（履歴事項全部証明書）

法人

消防団員が常勤役員

💡Point

- ・履歴事項全部証明書は、その他の証明書類も1枚で兼ねることができます。
⇒資本金又は出資金の額を確認できる書類【P10】
- ・履歴事項全部証明書は、**基準日以降の日付で発行してください。**
- ・履歴事項全部証明書は、原本（法務局が発行した書類そのもの）を提出してください。
コピーの提出は無効です。

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（資格確認書の写しほか）

法人

消防団員が常勤役員

以下のうち、いずれかの書類を提出してください。

- ・資格確認書の写し
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・事業所別被保険者台帳決定通知書の写し
- ・常勤役員と確認できる法人取締役役員会議事録の写し
- ・賃金台帳等役員報酬の支給状況が確認できる書類の写し

Point

- ・いずれの書類を提出する場合も、基準日以降の日付で原本証明をしてください。
- ・消防団員が会社に所属していることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）としてください。

【記載例】（資格確認書の写しの場合）

この資格確認書の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和●年●月●●日
株式会社▲▲▲▲
代表取締役 地域 太郎 代表者印

余白に原本証明を記載
(証明日は基準日以降)

Point

- 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
- 個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（従業員名簿の写し又は使用人名簿の写し）

法人

消防団員が使用人

Point

- ・申請者が普段から使用している従業員名簿・使用人名簿の写しを提出してください。
- ・消防団員以外の部分は全てマスキング（黒塗り）にするか、印刷する際に白抜き等に行ってください。
- ・基準日以降の日付で、原本証明を付記してください。

【記載例】（従業員名簿の写しの場合）

令和○年○月時点

株式会社▲▲▲▲ 従業員名簿

氏名	住所	入社年月日
●●●●	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●
地域 花子	沼津市●●	平成●年●月●日
●●●●	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●
●●●●	●●●●	●●●●

この従業員名簿の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和●年●月●日
株式会社▲▲▲▲▲ 代表取締役 地域 太郎 代表者印

余白に原本証明を記載
(証明日は基準日以降)

Point

- 法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
- 個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（雇用保険被保険者証の写しほか）

法人



消防団員が使用人

- ・従業員名簿の写し又は使用人名簿の写し
- かつ、以下のうち、いずれかの書類を提出してください。
- ・雇用保険被保険者証の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書／照会票の写し
 - ・資格確認書の写し
 - ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - ・事業所別被保険者台帳決定通知書の写し

💡Point

- ・いずれの書類を提出する場合も、基準日以降の日付で原本証明をしてください。
- ・消防団員が会社に所属していることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）としてください。

【記載例】（雇用保険被保険者証の写しの場合）

<p>イメージ</p> <p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)</p> <p>個人番号登録あり 札幌 公共職業安定所長 </p> <p>被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 取得時 被保険者種類</p> <p>被保険者氏名 生年月日 (元号一年月日) (2大正 3昭和 4平成 5令和)</p> <p>事業所名略称 転勤の年月日</p> <p>2020. 1</p>	<p>様式第7号</p> <p>雇用保険被保険者証</p> <p>札幌 公共職業安定所長 </p> <p>被保険者番号 番号はマスキング (黒塗り)</p> <p>被保険者氏名 生年月日 (元号一年月日) (2大正 3昭和 4平成 5令和)</p> <p>2020. 1</p>
---	---

この雇用保険被保険者証の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和●年●月●日
株式会社▲▲▲▲ 代表者印
代表取締役 地域 太郎

余白に原本証明を記載
(証明日は基準日以降)

💡基準日

法人⇒各事業年度の終了日（決算日）
個人⇒12月31日

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（確定申告書など）

個人

消防団員が事業主

以下のうち、いずれかの書類を提出してください。

- ・ 所得税の青色申告決算書(控)の写し
- ・ 所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し

Point

- ・ 消防団員が事業主であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）としてください。

令和 00 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号: FA2301

住所: 静岡県沼津市 ●●
氏名: テイキ タロウ 地域 太郎

○ 社会保険料控除等に関する事項 (13~16)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
社会保険料控除		
国民年金保険料控除		
厚生年金保険料控除		
健康保険料控除		
介護保険料控除		
生保料控除		

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額

○ 雑損控除に関する事項 (20)

雑損の種類	発生年月日	雑損が生じた原因の種類など

○ 雑損控除に関する事項 (20)

雑損の種類	発生年月日	雑損が生じた原因の種類など

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附金の種類	寄附年月日	寄附金額

○ 配偶者や親族に関する事項 (29~31)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業等	海外居住	住民税	その他

○ 事業主等に関する事項 (32)

事業主等の氏名	個人番号	続柄	生年月日	事業日数・程度・仕事の内容	委任者給与(控除額)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税
事業税
上記の

消防団員が事業主であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）可

4. 必要書類の準備

○消防団員である事業主・使用人が1人（もしくは3人）以上いることを証する書類（青色申告決算書ほか） **個人** 消防団員が個人事業の専業従事者

以下のうち、いずれかの書類を提出してください。

- ・ 所得税の青色申告決算書(控)の写し
- ・ 所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し
- ・ 資格確認書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・ 事業所別被保険者台帳決定通知書の写し

Point

- ・ 「所得税の青色申告決算書(控)の写し」又は「所得税及び復興特別所得税の申告書B第2表(控)の写し」以外の書類を提出する場合は、基準日以降の日付で原本証明をしてください。
- ・ 消防団員が個人事業の事業専従者であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）としてください。

令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

〒 410-0000 静岡県沼津市 ●●●●
 住所 千イキ ハナコ
 氏名 地域 花子

FA2301

社会保険料控除等に関する事項 (13~16)

本人に関する事項 (17~20)


総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (21)

配偶者や親族に関する事項 (22~23)

事業専従者に関する事項 (24)

住民税・事業税に関する事項

消防団員が事業専従者であることを確認できる箇所以外はマスキング（黒塗り）可

4. 必要書類の準備 

○労働協約、就業規則、労働契約その他使用人と使用者との間の労働条件等について定められた書面等の写し

法人

個人

Point

・具体的な就業規則の内容として、以下について盛り込まれていることが必要です。

○消防団員である従業員に対し給与及び昇進にかかる不利益な取り扱いをしないこと。

○勤務時間中の消防団活動への従事に対しては、年次有給休暇取得の強制や給与の減額を行わないこと。

・就業規則の労働基準監督署への届出の有無は問いません。

・参考様式が消防保安課HP内で公開されています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>

⇒「6.資料・申請書様式」→「事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されていることを証する書類（例）」

・基準日以降の日付で、原本証明を付記してください。

・就業規則が複数ページにまたがる場合は、以下のページのみ提出してください。

○上記、消防団員に関する条項が記載されているページ

○就業規則の制定日が記載されているページ

・事業所ごとに就業規則を定めている場合は、全ての事業所の規則を提出してください。

記載例
次ページ

4. 必要書類の準備

○労働協約、就業規則、労働契約その他使用人と使用者との間の労働条件等について定められた書面等の写し

法人

個人

Point

- ・あくまで参考様式であり、各事業者が就業規則として定めているものがあれば、そちらを提出いただければ本様式の提出は不要です。

【記載例】

消防団活動援助規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、株式会社▲▲▲▲が事業所として地域に対する社会貢献、社会的責任を果たすべく、従業員による消防団活動を支援することを目的として定めるものである。

2 この規程において、消防団活動とは火災時の消防活動、防災活動、平時の予防・防災活動に加え、人命救助、行方不明者の捜索を含むものとする。

（対象者）

第2条 この規程の適用については、常用の全従業員のうち、消防団員に任命されている者を対象とする。

（事前の申し出（届出））

第3条 従業員は、消防団員として採用されたときは、その任期と職務の内容について遅滞なく申し出（届出）るものとする。

2 従業員は、これらの任期に変更があったときあるいは終了したときは遅滞なく申し出（届出）るものとする。

（就業時間中の取扱い）

第4条 従業員の就業時間中に消防団員として出勤要請があった場合、雇用責任者に申し出（届出）を行い、出勤するものとする。

2 前項の規定により出勤した場合において、その任務の終了後は速やかに業務に復帰しなければならない。

（昇給・昇進）

第5条 従業員が消防団員であること、あるいは労働時間中に消防団活動に従事したことにより、昇給及び昇進について不利益な取り扱いはしない。

（給与）

第6条 消防団活動に従事した期間、あるいは従事した時間の給与については、労働に従事した場合における通常の給与を支給する。

（災害補償）

第7条 消防団活動中に死亡若しくは負傷し、又は疾病にかかったときは、業務外災害として取り扱う。

（年次有給休暇）

第8条 年次有給休暇算定のための出勤率の算定に当たっては、消防団活動上の傷病による休業期間については、出勤したものとみなす。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、消防団活動に関し必要な事項は、諸般の事情を考慮し、その

付 録

この規程は、令和□年□月□日から実施する。

令和■年■月■日
株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 地域 太郎 代表者印

以上は原本の写しであることに相違ありません。


令和●年4月●日
株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 地域 太郎 代表者印

事業者名を記載

基準日以前の日付

基準日以前の日付


基準日以降の日付

4. 必要書類の準備 

○消防団員である常勤役員・使用人に係る添付書類提出に関する本人同意書（様式例4）（任意）

法人

個人

 Point

- ・様式は消防保安課HP内で公開されています
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/shobo/shobohonbu/1040351/1030273.html>
⇒「6.資料・申請書様式」→「認定要件等について（様式例1～4）」
- ・申請者本人が事業主である場合は、提出不要です。
- ・出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては、3人分を作成してください。

【記載例】（法人、消防団員が沼津市在住の場合）

同意書

事業者名を記載


私は、雇用主（勤務先法人）である株式会社▲▲▲▲が、消防団活動協力事業所等の認定を受けるに当たって、知事が雇用主（勤務先法人）を通じて私の下記個人情報を収集することについて同意します。

記

- 1 住所、氏名、生年月日
- 2 沼津市~~（町）~~の消防団員であること及び活動実績
- 3 雇用保険被保険者証・労働者名簿・（ ）等に記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の静岡県内の事業所等で勤務していること等
- 4 資格確認書・役員報酬支給状況確認資料・（ ）等に記載の健康保険の被保険者であること、勤務先法人の静岡県内の事業所等で常勤の役員として勤務していること等

令和●年●月●日

住所 沼津市●●

氏名 地域 花子 

私印

※出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人分を作成する。

5. 書類の提出

○必要な書類の準備が完了したら、以下まで提出してください。

★窓口

静岡県東部地域局地域課

住所：〒410-0055

沼津市高島本町 1 - 3

電話：055-920-2063

★提出期限

法人⇒事業税の申告期限の30日前まで

個人⇒事業税の申告期限（＝確定申告期限）

Point

- ・書類は郵送でも窓口持参でも受け付けています。
- ・返送用封筒は不要です。
- ・持参の場合の受付時間は、平日9:00～17:00です。
- ・郵送の場合は、提出期限必着です。

6. 認定通知書の送付

- 書類を受理後、内容を審査します。
認定された場合、認定通知書を郵送します。

Point

- ・審査は、通常2週間程度かかります。
2週間待っても連絡が無い場合は、当局までお問合せください。
- ・認定通知書は普通郵便で発送します。

7. お問い合わせ先

○申請手続きについてお困りの際は、お気軽に静岡県東部地域局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

静岡県東部地域局地域課 消防団応援条例担当

住所：〒410-0055

沼津市高島本町 1 - 3

電話：055-920-2063

Mail：toubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

Point

- ・申請書類に不安がある場合は、メール等で事前に確認することも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。
- ・各市町が認定する「消防団協力事業所表示制度」については、所管する自治体の担当窓口までお問合せください。
- ・認定後の申告については、所管する財務事務所までお問い合わせください。